第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化等の社会情勢の急速な変化による地域での連帯感の希薄化や相互 扶助機能の低下、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景に、地域が抱える課題は 複雑化・多様化しています。

こうした中、改めて「地域の支え合い」の重要性が認識され、地域の相互扶助機能のぜい 弱化、孤立世帯の増加、家庭内暴力や虐待、ひきこもり、自殺、悪質商法や特殊詐欺等実際 に抱えている様々な問題に、自治体はもとより、地域の見守り活動を始めとした身近な支援 の必要性がこれまで以上に高まっています。

平成23年6月の介護保険法改正により高齢者への施策として、<u>地域包括ケアシステム</u>の考え方が打ち出され、介護保険制度の枠だけで完結するのではなく、たとえ重度の要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供され、<u>協働</u>する地域福祉の強化が求められてきました。

また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」においては、子供、 高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができ る「地域共生社会」を実現することとされました。

さらに、平成29年6月の社会福祉法改正においては、市町村に対して、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、世代や分野を超えて「我が事・丸ごと」の地域づくりを実現する「地域共生社会」の考え方が打ち出されるとともに、地域福祉計画は福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

また、地域共生社会を実現するうえで、認知症、知的障害、その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、高齢社会における喫緊の課題であり、平成29年3月の「成年後見制度利用促進基本計画」の閣議決定において、成年後見の利用の促進及び利用に関する整備への取組がより一層求められております。

本市では、昭和58年3月に行った"福祉都市宣言"の下、福祉への多種多様化するニーズに対する適切な対応と誰もが思いやりと助け合いの中で住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉社会を目指すための新たな互助システムの構築に向けて、市、市社会福祉協議会、地域と主役である住民が取り組むための指針として、平成23年3月に本計画の第一次計画、平成28年3月には第二次計画を策定しました。

本計画は、これまでの計画における理念や課題への対応を継続しつつ、刻々と変化する社会の状況とそれに対応する新しい福祉施策を踏まえ、今後5年間における市、市社会福祉協議会、住民や地域・関係機関・団体等が取り組む新たな指針となるべく策定したものです。

(参考)福祉都市宣言(昭和58年3月22日)

地方自治の本旨は住民の社会福祉の向上にあることは、言をまたないところである。

本市は地理的条件に恵まれ、県の中核都市として産業・経済及び文化等に飛躍的な発展を 遂げている。

しかし反面、生活水準向上のかげに発生している各種の障害、高令化は年々増加の傾向に ある現状も決してゆるがせにはできない。

「心のかようきめ細い福祉」を求める市民の願いを全市民の協力のもとに福祉への多種多様化する需要に対し、時代に即応した福祉施策を強力に推進していかなければならない。

市民はすべてが健康で、文化的な生活を営めるよう市民一人一人があたたかい思いやりのある福祉の心を育て、明るい活力のある福祉都市の建設を決意し、ここに防府市を「福祉都市」とすることを宣言する。

(注意) 昭和58年当時の原文のまま掲載していますので、漢字の使い方など現代の表現とは異なる場合 があります。

2 計画の位置付け・性格

本計画における「地域福祉計画」は、地域福祉の推進を基本理念の一つに掲げた社会福祉 法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、また、本市に おける行政運営の最上位計画である「防府市総合計画」を踏まえた地域福祉の充実の指針と なる個別計画に位置付けられます。

加えて、これまでも地域福祉を総合的に推進するための計画として、福祉分野における上位計画としての性格を有しておりましたが、平成29年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の充実の中で、法的にも上位計画として位置付けられたことから、本市の福祉分野における総括的な上位計画と位置付けています。

なお、具体的な取組は、それぞれの個別計画において施策を展開していくこととしています。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられている社会福祉協議会が中心となって策定する住民の福祉に関する活動計画となります。

市が策定する「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」が目指すところは地域福祉の推進という共通の目的を持っており、互いに補完・補強し合う関係が望まれることから、内容の共有等、一体となって地域福祉を推進する必要があると考え、市民アンケートや地区座談会及び防府市地域福祉推進協議会等を協働で実施しました。こうして、「地域福祉計画」においては基本的な取組の方向性を、「地域福祉活動計画」においては、市、市社会福祉協議会、住民や地域・関係機関・団体それぞれの役割を示すことにより、一体的な計画として本計画をまとめました。

さらに、平成28年4月の「<u>成年後見制度</u>の利用の促進に関する法律」に基づき、市町村が定める基本的な計画(成年後見制度利用促進基本計画)を包含する計画とします。

本計画は、地域を挙げて地域福祉の推進に取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉社会を目指すものであります。今後は、本計画をそれぞれの地域で十分に理解、認識していただき、それぞれの実情に合った具体的な取組等を協議、検討いただき、実りある地域福祉の推進を図っていただくことを期待するものです。

(参考) 社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらか じめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよ う努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及 び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福 祉計画を変更するものとする。

本計画は、2015年9月の国連サミットで採択された SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標の略称で、2016年から2030年までの 15年間で達成を目指す17の目標)の精神を踏まえ、持続可能なまちづくりを推進します。 SDGs には17のゴールがあり、地域福祉計画で主に取り組むゴールは次のゴールとなります。

- 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法への アクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度 を構築する。
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性 化する。



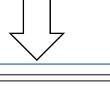
総合計画や他の個別計画等との関係

第 5 次 防 府 市 総 合 計 画

山口県地域福祉支援計

画

支 援



子ども

防

府

市

子

تع

も

子

育

て

支

援

事

業

計

画

画

防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画

(成年後見制度利用促進基本計画を含む)



連携

高齢者 障害者 防 防 防 防 介 廚 府 護 府 府 市 保 市 市 険 市 高 障 事 障 齢 業 害 障 計 者 害 者 画 害 保 福 児 老 福 健 祉 福 人 福 長 福 祉 祉 祉 祉 期 計 計 計 計 計 画

画

画

画

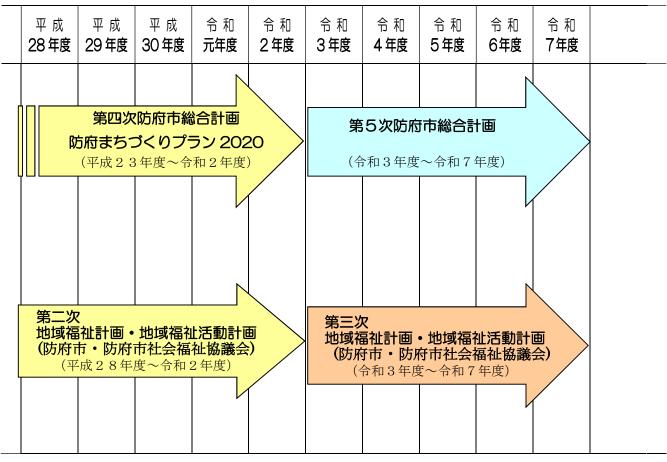
その他の計画 防 防 防 防 府 府 府 府 市 市 再 市 男 市 犯 女 防 健 自 共 止 殺 同 康 推 参 進 増 妏 画 計 進 推 画 策 進 予 計 計 計 定 な 画 画 画

3 計画の期間

本計画の期間は、本市の総合計画や福祉関連計画等の計画期間も考慮し、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。

なお、計画策定後は、必要に応じて見直しをしていきます。

計画の期間



[参考] 福祉分野の他の個別計画

- 第9次防府市高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画・老人福祉計画)
- 〇 第5次防府市障害者福祉長期計画
- 〇 第6期防府市障害福祉計画
- 〇 第2期防府市障害児福祉計画
- 第2期防府市子ども・子育て支援事業計画
- 〇 第5次防府市男女共同参画推進計画
- 〇 第2次防府市健康増進計画
- 〇 防府市自殺対策計画
- 防府市再犯防止推進計画(予定)

令和3年度~令和5年度

令和3年度~令和8年度 令和3年度~令和5年度 令和3年度~令和5年度 令和2年度~令和6年度 平成30年度~令和4年度 平成28年度~令和7年度 令和2年度~令和8年度 令和3年度~令和7年度

4 計画の策定体制

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、公私協働による計画策定が重要であるため、市と地域福祉の推進役である市社会福祉協議会とが連携して策定作業を進めました。

(1)防府市地域福祉推進協議会

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定を行い、地域福祉に関わる様々な分野からの意見を反映するため、計画全般にわたり協議しました。

計画策定後は、市における地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、計画の進行管理・見直しを行います。

(2) 市民アンケート

地域福祉に関する市民の意識と実態を把握し、地域福祉計画を策定する上での基礎資料とすることを目的として、令和元年9月に「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

(参考) 市民アンケート「地域福祉に関する意識調査」の実施結果

調査対象: 18歳以上の防府市民2,000人

抽出方法 : 無作為抽出法

調査方法 : 郵送によるアンケートの配布・回収

回答者: 872人(回答率43.6%)

(3)地区座談会

地域住民が自ら考え、様々な意見をまとめて地域の課題を明確にしていくことを目的と した地区座談会を、市内4か所において開催しました。

地区座談会には、自治会や地区社会福祉協議会を始め地域で活動されている様々な団体の関係者や住民が参加され、自分たちの地域の生活の困り事(生活課題)とそれに対する解決方法について熱心に討論が行われ、KJ法により意見の集約を図りました。

(参考) 地区座談会の開催状況

年礼地区 : 令和元年 6月22日(土) 開催 参加人数132名 勝間地区 : 令和元年 8月29日(木) 開催 参加人数 43名 向島地区 : 令和元年11月22日(金) 開催 参加人数 49名 西浦地区 : 令和2年 1月16日(木) 開催 参加人数 49名

(4) <u>*</u>パブリックコメント

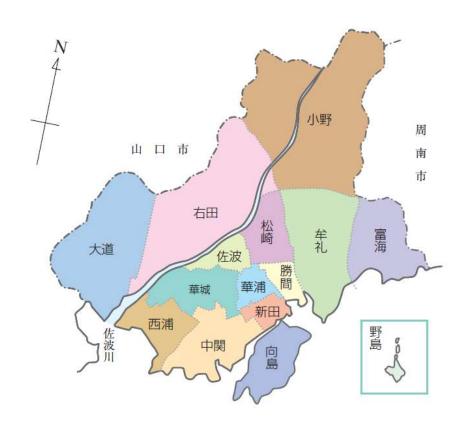
令和2年12月25日から令和3年1月25日までの間、市役所1号館1階閲覧コーナーや各出張所、各公民館、地域協働支援センター(ルルサス防府2階)、生涯学習課(市文化福祉会館内)、市ホームページで本計画の素案を公開し、広く市民等に意見の提出を求めるパブリックコメントを実施しました。



5 地域福祉を推進する活動単位

地域福祉計画については、市の行政計画との位置付けがあり、関係する他の個別計画との整合性の観点から市内全域を地域福祉推進の対象範囲としています。しかし、課題については少子高齢化といった市内全域にわたる共通課題がある一方で、山間部や中心市街地等住む地域によって抱える課題は多種多様であると考えられます。

誰もができるだけ身近な地域でその地域に合った適切なサービスの提供や施策の展開が 求められていることから、地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進に当たっては、住民参 加によるこれまでの地域活動の実績も鑑み、第二次計画に引き続き 15 の地区社会福祉協 議会を活動単位として捉えることとします。



6 圏域と目指す地域福祉の設定

地域福祉において、関係する住民や関係機関等の活動や対応において、様々な範囲が想定されます。

本計画では、関係機関等の活動や対応における圏域を想定し、相互に連携を取りながら施策の展開を図っていくものとします。

圏域のイメージ 市全域 〇市 地域包括支援センター 障害者(児)の相談支援事業所 保健センター、子育て世代包括支援センター(子育て応援室まんまるほうふ) 子ども家庭総合支援拠点(こども相談室) 〇市社会福祉協議会 生活困窮者自立支援センター 成年後見センター 住民団体の活動圏域 〇自治会連合会(16地域) 〇地区民生委員児童委員協議会 〇地区社会福祉協議会 〇公民館 ○学校(PTA) 共助活動圏域 〇自治会 〇自主防災組織 〇民生委員・児童委員 隣近所 〇福祉員 ○友愛訪問グループ員

< 目指す地域福祉のイメージ >

「我が事」「丸ごと」の地域づくり ~ 支え・支えられる関係の循環~

